令和７年度

養護教諭

（解答はすべて解答用紙に記入すること）

この試験問題は持ち帰ることができます。
なお，本問題で利用した著作物は，著作権法第36条により，試験の目的上必要と認められる限度において複製したものです。
同目的以外の利用はできません。
（長野県教育委員会）

受験番号						氏名	

（養　1）

〔問１〕　児童生徒等の保健管理に関する各問いに答えなさい。

⑴　次の条文の法令名を書きなさい。

①　第十二条　学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

②　第二十八条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

二　学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌

③　第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

2　大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

⑵　次は，「児童生徒等の健康診断マニュアル」平成27年度改訂(公益財団法人　日本学校保健会)に示されている 第１章 児童，生徒，学生及び幼児の健康診断の実施　の一部である。これを踏まえて，次の（　①　）～（　⑦　）に当てはまる適切な語句を，以下の【語群】から選び，記号を書きなさい。

健康診断実施上の留意点

健康診断は，学校における保健管理の中核に位置し，教育活動として実施されるという一面も持っている。したがって，健康診断は，児童生徒等が（　①　）を認識するとともに，教職員がこれを把握して（　②　）等を行うことにより児童生徒等の健康の保持増進を図ろうとするものである。特に次のようなことに留意して実施する必要がある。

ア　健康診断の実施体制

健康診断は一定の時期に集中的，総合的に行うようにし，校長の指導の下，保健主事，学級担任，養護教諭等が連携して取り組むことによって，教育的効果を高めることができるように配慮することが重要である。

イ　検査の項目

（　③　）に規定された項目について，実施する。それ以外の項目を学校の判断で加えて実施する場合には，健康診断の趣旨や目的に沿って設置者及び学校の責任で，その実施の目的等と，義務付けでないことを明示し，保護者等に周知した上で，（　④　）を得て実施する必要がある。

ウ　（　⑤　）及び個人情報の管理

健康診断は，児童生徒等が（　①　）を理解するとともに，保護者や教職員がこれを把握して適切な指導や事後措置を行うことにより，児童生徒等の健康の保持増進を図るものである。その際，検査等を実施する方法や（　⑥　），ついたてなどの物や人の配置などを工夫したり，補助や記録を児童生徒等にさせて他の児童生徒等に結果が知られたりすることなどのないよう，児童生徒等の（　⑤　）に十分な配慮を行わなければならない。また，結果の処理や活用の際に，個人が特定される情報が外部に漏れたりすることのないよう，健康診断票等の個人情報の管理に十分配慮しなければならない。

エ　男女差への配慮

前項の（　⑤　）等に加え，診察や心電図検査等，（　⑦　）するものは，全ての校種・学年で男女別に実施するなどの配慮を行うものとする。

オ　（略）

【語群】

a	学校保健安全法施行規則	b	臨時休業	c	自分の健康状態	d	プライバシーの保護
e	家庭環境	f	役割分担	g	健康課題	h	客観的
i	労働安全衛生法	j	ICT活用	k	発達段階	l	衣服を脱いで実施
m	情報機器の使用	n	理解と同意	o	適切な学習指導		

(3)　次は，学校保健安全法施行令（昭和33年６月10日政令第174号）第八条に定められている 感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病 である。これに即して，次の（　①　）～（　③　）に当てはまる適切な語句を書きなさい。

第八条　法第二十四条の政令で定める疾病は、次に掲げるものとする。 一　トラコーマ及び結膜炎 二　白癬、疥癬及び（　①　） 三　（　②　） 四　（　③　）及びアデノイド 五　齲歯 六　寄生虫病（虫卵保有を含む。）

（問題は次のページに続きます。）

〔問２〕　学校におけるアレルギー疾患の対応に関する各問いに答えなさい。

次は，「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」令和元年度改訂(公益財団法人　日本学校保健会）の一部である。これを踏まえて，次の(1)～(3)の問いに答えなさい。

(1) 第２章 疾患各論 ２．気管支ぜん息 の一部である。これを踏まえて，次の（ ① ）～（ ④ ）に当てはまる適切な語句を書きなさい。

定　義

気管支ぜん息は，気道の慢性的な炎症により，発作性にせきや（ ① ）（ゼーゼー，ヒューヒュー） を伴う（ ② ）を繰り返す疾患です。

原　因

ダニ，ホコリ，動物のフケや毛などのアレルゲンに対するアレルギー反応が（ ③ ）で慢性的に起きることが原因です。慢性的な炎症により（ ③ ）が過敏になっているため，さらなるアレルゲンへの曝露のほか，風邪やインフルエンザなどの呼吸器感染症や（ ④ ），受動喫煙，時に精神的な情動などでも発作が起きやすくなっています。

症　状

症状は軽いせきから（ ① ）（ゼーゼー，ヒューヒュー）そして，（ ② ）（陥没呼吸，肩呼吸など）と多彩で，重症な発作の場合は死に至ることもあります。

(2) 第２章 疾患各論 ３．アトピー性皮膚炎 の一部である。これを踏まえて，（ ① ）～（ ④ ）に当てはまる適切な語句を書きなさい。

定　義

アトピー性皮膚炎は，（ ① ）のある湿疹がからだの広い範囲に現れ，良くなったり悪くなったりしながら長く続く病気です。

原　因

生まれながらの体質に，様々な環境条件が重なってアトピー性皮膚炎を発症します。アトピー性皮膚炎の人の皮膚は，（ ② ）しやすく，（ ③ ）に対し敏感に反応しやすいのが特徴です。汗，シャンプーや洗剤のすすぎ残し，衣服との摩擦，皮膚を引っ掻く刺激のほか，ダニやカビ，動物の毛，食物などに対するアレルギー，生活のリズムの乱れや心理的ストレスなども皮膚炎（＝湿疹）を悪化させる原因になることがあります。

症　状

湿疹は，顔，首，肘の内側，膝の裏側などによく現れますが，全身に広がることもあります。軽症では，皮膚がカサカサと（ ② ）していることが多く，悪化するとジュクジュクしたり，硬く厚くなったりします。湿疹や皮膚の（ ② ）は（ ① ）を伴います。良くなったり悪くなったりすることを繰り返しますが，適切な治療によって症状の（ ④ ）は可能で，他の児童生徒等と同じような学校生活を送ることができます。

(3) アトピー性皮膚炎に対する治療の「３つの柱」について，次の（ ア ），（ イ ）に適切な語句を書きなさい。

① （ ア ）：患部への塗り薬（外用薬）の塗布，かゆみを和らげる内服薬の服用など

② （ イ ）：皮膚の清潔と保湿，運動後に水道水やシャワーで汗を流すなど

③ 悪化因子への対策：室内の乾燥を防ぐ，チクチクする素材の衣服を避けるなど

〔問３〕　学校における保健教育に関する次の問いに答えなさい。

⑴　次は，「改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引」平成31年３月（文部科学省）第１章総説 第２節 指導の基本的な考え方　２．保健教育の推進とカリキュラム・マネジメント 図１－３ 保健における体系イメージ である。次の（ ① ）～（ ⑦ ）に当てはまる適切な語句を，以下の【語群】から選び，記号を書きなさい。

図１－３　保健における体系イメージ

【語群】

a 環境	b 身近	c 生活習慣	d 家族	e 社会	f 豊か	g 発展的
h 実践的	i 客観的	j 総合的	k 科学的	l 基礎的	m 具体的	

⑵　次は，「中学校学習指導要領」（平成29年３月告示）　第２章 各教科 第７節 保健体育 第２ 各学年の目標及び内容〔保健分野〕の一部である。これに即して，次の（ ① ）～（ ⑤ ）に当てはまる適切な語句を書きなさい。

〔保健分野〕

１　目 標

（略）

２ 内 容

⑴　健康な生活と疾病の予防について，課題を発見し，その解決を目指した活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

（略）

⑵　心身の機能の発達と心の健康について，課題を発見し，その解決を目指した活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともに，（ ① ）への対処をすること。

（ア）・（イ）　（略）

（ウ）知的機能，情意機能，社会性などの精神機能は，（ ② ）などの影響を受けて発達すること。また，思春期においては，（ ③ ）が深まり，自己形成がなされること。

（エ）（ ④ ）と身体は，相互に影響を与え，関わっていること。欲求や（ ① ）は，心身に影響を与えることがあること。また，心の健康を保つには，欲求や（ ① ）に適切に対処する必要があること。

イ　心身の機能の発達と心の健康について，課題を発見し，その解決に向けて（ ⑤ ）し判断するとともに，それらを表現すること。

〔問４〕　感染症の対応に関する次の各問いに答えなさい。

⑴　次は，「学校給食衛生管理基準（抄）」平成21年３月31日文部科学省告示第64号　第４　衛生管理体制に係る衛生管理基準　(4)　食中毒の集団発生の際の措置　の一部である。これに即して，次の（　①　）～（　⑦　）に当てはまる適切な語句を，以下の【語群】から選び，記号を書きなさい。

> 第４　衛生管理体制に係る衛生管理基準
>
> １　衛生管理体制に係る衛生管理基準は，次の各号に掲げる項目ごとに，次のとおりとする。
>
> ⑴～⑶　（略）
>
> ⑷　食中毒の集団発生の際の措置
>
> 一　（　①　），学校医，保健所等に（　②　）するとともに，患者の措置に万全を期すこと。また，二次感染の防止に努めること。
>
> 二　学校医及び保健所等と相談の上，医療機関を受診させるとともに，給食の停止，当該児童生徒の出席停止及び必要に応じて（　③　），消毒その他の事後措置の計画を立て，これに基づいて食中毒の拡大防止の措置を講じること。
>
> 三　校長の指導のもと養護教諭等が児童生徒の（　④　）の把握に努める等関係職員の役割を明確にし，校内組織等に基づいて学校内外の取組体制を整備すること。
>
> 四　保護者に対しては，できるだけ速やかに患者の集団発生の状況を周知させ，協力を求めること。その際，プライバシー等（　⑤　）がないよう配慮すること。
>
> 五　食中毒の発生原因については，保健所等に（　⑥　）し，速やかに明らかとなるように努め，その原因の（　⑦　），予防に努めること。

【語群】

a　人権の侵害	b　連絡	c　発見	d　報告	e　欠席状況	f　協力	g　短縮授業	h　症状
i　地域	j　除去	k　教育委員会等	l　憶測	m　相談	n　臨時休業	o　偏見	

⑵　次は，「学校において予防すべき感染症の解説」令和５年度改訂（公益財団法人　日本学校保健会）Ⅲ　感染症各論　４．その他の感染症（第三種の感染症として扱う場合もある）　1)感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症，ロタウイルス感染症，アデノウイルス感染症等）の一部である。これを踏まえて，次の（　①　）～（　⑥　）に当てはまる適切な語句を書きなさい。

病原体	ノロウイルス，ロタウイルス等
潜伏期間	ノロウイルス：12　－（　①　）時間，　ロタウイルス：１－３日
感染経路	飛沫感染，接触感染，（　②　）（糞口）感染。ノロウイルスは（　③　）等の食品を介しての感染もある。便中に多量のウイルスが排出されており，感染源となる。吐物にもウイルスは多量に含まれており，感染源となる。感染力も強い。ノロウイルス感染症患者の吐物や便には多量の病原体が含まれており，床や衣類に付着した後，適切に処理しなかった場合には，ウイルスを含む粒子が乾燥して，ほこり（塵埃）となって空気中を漂い，それが感染源となる空気感染（塵埃感染）もある。感染力は（　④　）が最も強く，便中にウイルスが３週間以上排出されることもある。
症状・予後	嘔吐と下痢が主症状であり，ロタウイルス感染症に罹患した乳幼児は時に下痢便が（　⑤　）なることもある。多くは２―７日で治るが，（　⑥　），けいれん，肝機能異常，脳症等を合併し，命に関わることもある。（　⑥　）に対する予防や治療が最も大切である。

⑶　あなたが勤務する学校で，嘔吐・下痢便の症状を伴う複数の児童が発生し，感染性胃腸炎の集団感染が疑われます。「学校において予防すべき感染症の解説」令和５年度改訂（公益財団法人　日本学校保健会）に記載されている標準予防策（スタンダード・プリコーション）を踏まえて，学校職員が嘔吐物や便を処理する際に必要な予防策を３つ書きなさい。

〔問５〕　保健室経営及び保健室の機能に関する次の各問いに答えなさい。

次は，「保健室経営計画作成の手引」　平成26年度改訂（公益財団法人　日本学校保健会）２　保健室経営計画　の内容の一部である。これを踏まえて，次の（　①　）～（　⑤　）に当てはまる適切な語句を，以下の【語群】から選び，記号を書きなさい。

(1)　保健室経営計画とは

（略）

保健室経営計画については，「保健室経営計画とは，当該学校の教育目標及び（　①　）などを受け，その（　②　）を図るために，保健室の経営において達成されるべき目標を立て，計画的・（　③　）に運営するために作成される計画である」と述べている。

（略）

(3)　養護教諭の職務（役割）と保健室の機能

（略）

③　保健室の機能

保健室の機能は，中教審答申（H20. 1）に示されているように，学校保健活動のセンター的機能として統括することができる。「場」としての機能として整理すると，学校保健安全法第７条（保健室）に示されている「健康診断」「（　④　）」「保健指導」「救急処置」に加え，「発育測定」「保健情報センター」「保健組織活動のセンター」などの機能がある。

養護教諭は，保健室経営をするに当たり職務や役割，保健室の機能を十分考慮した上で，保健室経営計画（（　⑤　）型）を立て，（　③　）に運営していくことが重要である。

【語群】

a　主体的	b　学校経営方針	c　課題解決	d　推進	e　具現化
f　学校保健目標	g　組織的	h　健康観察	i　課題探究	j　健康相談

〔問６〕　養護教諭の職務と役割について次の各問いに答えなさい。

(1)　次は，「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」平成21年８月（文部科学省）第１章　健康観察　１　健康観察の重要性　の内容の一部である。これを踏まえて，次の（　①　）～（　⑤　）に当てはまる適切な語句を，以下の【語群】から選び，記号を書きなさい。

学級担任をはじめ教職員により行われる健康観察は，（　①　）に子どもの健康状態を観察し，心身の健康問題を早期に発見して適切な対応を図ることによって，学校における（　②　）を円滑に進めるために行われる重要な活動である。

学級担任等により行われる朝の健康観察をはじめ，（　③　）全般を通して健康観察を行うことは，（　④　）のみならず心理的ストレスや悩み，（　⑤　），不登校，虐待や精神疾患など，子どもの心の健康問題の早期発見・早期対応にもつながることから，その重要性は増してきている。

【語群】

a　体調不良	b　生徒指導上の課題	c　学校生活	d　特別	e　保健室経営
f　家庭生活	g　教育活動	h　いじめ	i　けが	j　日常的

⑵　次は，「生徒指導提要」令和４年12月改訂　（文部科学省）　第II部 個別の課題に対する生徒指導　第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導　13.3 健康課題に関する理解と対応　の内容の一部である。これを踏まえて，次の（　①　）～（　⑤　）に当てはまる適切な語句を，以下の【語群】から選び，記号を書きなさい。

> 生徒指導上の課題の背景に，児童生徒の心身の健康課題が潜んでいる場合があります。（略）
>
> 養護教諭の職務の特質を生かして，「特段の用事がないのに度々保健室に顔を出す」「不自然なけがや，頻発するけがでよく来室する」「何かと身体の不調を訴える」など，身体に表れるサインや（　①　）の兆候などを見逃さないようにすることが大切です。兆候に気付いた時点で学級・ホームルーム担任等と話し合い，普段の学校生活の様子や学業成績，友人関係，家庭状況などの情報を照らし合わせて対応を（　②　）します。必要に応じて生徒指導主事や教育相談コーディネーター，特別支援教育コーディネーター，SC，SSW，（　③　）などと校内連携を図ります。そうすることで，課題を抱えた児童生徒への支援やアプローチを（　④　），重層的に進めることが可能になります。
>
> また，養護教諭は，教員に向けて，保健室利用状況（疾病・けが別来室者，頻回来室者等），健康相談結果，児童生徒の生活時間や家庭での食事状況などの心身の健康に関する調査結果などの情報提供を行い，生徒指導や教育相談を実施する上での資料を提供します。このように，教職員間の情報共有，共通理解に，健康的側面を積極的に取り入れることで，児童生徒のアセスメントにおいて，BPS モデルのBio（（　⑤　））視点を加えることが可能となります。

【語群】

a	分析	b	感染症	c	多角的	d	管理職	e	生物学的
f	検討	g	司書教諭	h	児童虐待	i	学校医	j	一元的
k	社会的								

⑶　次は，学校教育法施行規則 第一章 総則 第四節 職員 第六十五条（平成29年４月１日施行）に規定された一部である。これに即して，次の（　①　）（　②　）に当てはまる適切な語句を書きなさい。

> 第四節　職員
>
> 第六十四条　（略）
>
> 第六十五条　（略）
>
> 第六十五条の二　（略）
>
> 第六十五条の三　スクールカウンセラーは、小学校における児童の（　①　）に関する支援に従事する。
>
> 第六十五条の四　スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の（　②　）に関する支援に従事する。
>
> （以下略）

受験番号		氏名	

解　答　例

令和７年度

養護教諭解答用紙

得点	

［問1］　(1)2×3＝6点　(2)1×7＝7点　(3)2×3＝6点　　計19点

(1)	①	学校教育法	②	学校教育法施行規則	③	学校保健安全法				
(2)	①	c	②	o	③	a	④	n	⑤	d
	⑥	f	⑦	l						
(3)	①	膿痂疹	②	中耳炎	③	慢性副鼻腔炎				

［問2］　(1)2×4＝8点　(2)2×4＝8点　(3)2×2＝4点　　計20点

(1)	①	ぜん鳴	②	呼吸困難	③	気道	④	運動
(2)	①	かゆみ	②	乾燥	③	刺激	④	コントロール
(3)	ア	薬物療法	イ	スキンケア				

［問3］　(1)1×7＝7点　(2)2×5＝10点　計17点

(1)	①	a	②	e	③	b	④	l	⑤	j
	⑥	k	⑦	h						
(2)	①	ストレス	②	生活経験	③	自己の認識	④	精神	⑤	思考

［問4］　(1)1×7＝7点　(2)2×6＝12点　(3)6点　計25点

(1)	①	k	②	b	③	n	④	h	⑤	a
	⑥	f	⑦	j						
(2)	①	48	②	経口	③	貝	④	急性期	⑤	白く
	⑥	脱水								
(3)	【解答例】 ・接するときには素手で扱うことを避け、手袋をすること ・マスクやエプロン、ゴーグルをつけること ・接した後は手洗いをより丁寧に行うこと									

［問5］　(1)1×5＝5点　計5点

①	f	②	e	③	g	④	j	⑤	c

［問6］　(1)1×5＝5点　(2)1×5＝5点　(3)2×2＝4点　計14点

(1)	①	j	②	g	③	c	④	a	⑤	h
(2)	①	h	②	f	③	i	④	c	⑤	e
(3)	①	心理	②	福祉						